

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

(開催要領)

1 日時 平成27年11月16日（月）10:56～11:21

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授

昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

東村 新一 福井県福井市長

浅野 信也 福井県福井市商工労働部長

田口 春彦 福井県福井市商工振興課長

野嶋 誠 福井県福井市商工振興課主幹

土田 将一 福井県福井市秘書課長

小林 和洋 福井県福井市商工振興課主査

<事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進室長

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

(議事次第)

1 開会

2 議事 南海トラフ地震に備える産業拠点形成

3 閉会

○藤原次長 それでは、始めさせていただきます。

続きまして、福井市からの御提案、南海トラフ地震に備える産業拠点形成ということで、本日は、わざわざ東村福井市長にもおいでいただいておるところでございます。

安倍総理からも御指示がありますが、特に国家戦略特区については年内に追加指定をするということで、今、対象の自治体、規制改革の提案をいただいている自治体が40くらい

あるわけでございますが、ヒアリングを順次させていただいているということでございます。

時間が30分弱ということで大変押しておりますけれども、規制改革の部分を中心に御提案を10分くらいでしていただいて、その後、意見交換とさせていただきます。

内容非公開の御要望がある部分は、その旨、その場でおっしゃっていただければと思います。

本日は、八田ワーキンググループ座長が御欠席でございますので、代理として原委員にお願いしております。

それでは、原委員、よろしくお願ひいたします。

○原委員 お忙しい中を大変ありがとうございます。

では、よろしくお願ひいたします。

○東村市長 それでは、福井市の国家戦略特区の提案を御説明申し上げます。

提案名は「南海トラフ地震に備える産業拠点形成」です。

2ページ、提案の骨子ですが、この提案は我が国に大きな被害をもたらすことが想定されている南海トラフ地震の被害を軽減するための提案です。震災のときに企業が事業を継続するためには、工場や物流拠点を分散して立地することが有効ですが、福井市は地震発生確率が低く、南海トラフ地震の被災が予定されている地域からも外れております。

福井市に、関西、中京圏に立地する企業の工場や物流拠点の分散立地を進め、南海トラフ地震に備えることにより、我が国産業の強靭化を図るものであります。

3ページ、南海トラフ地震は、今後30年間で発生する確率が70%程度とも言われています。想定される最大規模の地震が発生いたしますと、マグニチュード9という最大級の地震となり、極めて広い地域で、強い揺れ、巨大な津波が発生いたします。防災対策推進地域は1都2府26県に及び、西日本の太平洋側を中心としまして、死者32万人、経済損失220兆円という、甚大な人的、物的被害をもたらします。

その対策につきましては、国を中心として、命を守ることを基本として、ハード、ソフト、両面において行われているところです。

4ページ、南海トラフ地震の経済への影響ですが、被災地域となる関西・中京圏は、平成26年工業統計調査によれば、事業所数は5万7,000カ所、製造品出荷額は101兆円と、日本全体の3割程度を占めています。この多くの企業が被災し、人的、物的被害が発生すると予想されます。さらに直接の被害だけではなく部品供給や電力供給などが途切れることにより、原材料、部品等の調達から物流、販売までをつなぐサプライチェーンが寸断されることや、金融決済機能などの経済中枢機能の低下などにより、日本全体にさまざまな影響が出るものと想定されます。

東日本大震災のときの例ですが、茨城県に立地しておりますルネサスエレクトロニクス那珂工場が被災しました。その工場では自動車に搭載するマイコンを製造していましたが、被災により部品の供給が滞り、国内の多くの自動車組立工場はかなりの期間にわたり操業

停止を余儀なくされたということです。もし復旧がおくれるようなことがあれば、我が国産業の国際競争力が低下し、取り返しのつかない事態になるおそれがあります。

南海トラフ地震の経済面の被害に対しては国家的な課題として対策が必要と考え、本日の国家戦略特区の提案に至ったものです。

5ページ、被害を軽減する対策としては、各企業が事業継続計画を策定し、被災しても事業を続けていけるようなマネジメントを確立することや、サプライチェーンを複線化すること、経済中枢機能のバックアップを強化すること、重要なデータや情報システムを分散管理することが挙げられます。

このように、対策の要となるのは、生産・物流、情報システム、データを分散して立地し、管理することです。

6ページ、関西・中京圏の企業が分散立地を行うに当たりまして、福井市は非常に適した地域です。

その理由として、福井は、近畿圏、中部圏の両圏域に属していますし、南海トラフ地震が発生しても、福井市から高速道路などを利用し日本全国にアクセスが可能であること、太平洋側の主要港湾が被災しても日本海側拠点港の敦賀港の利用が可能であること、北陸電力管内であるため、関電、中電の電力供給能力が低下しても、そのリスクを分散できることができます。

7ページ、さらに、関西・中京圏から福井へは高速道路で2時間程度ということもあり、関西・中京圏に立地する企業にとって、顧客への対応、既存拠点との連携の面で有利な地域です。

また、舞鶴若狭自動車道と、今後、整備が進む中部縦貫自動車道により、関西・中京圏への複数経路を持つ充実した交通ネットワークが確立します。

平成34年度に敦賀開業を予定している北陸新幹線により、高速で大容量の鉄道ネットワークを利用できるようになります。

このように、福井市は震災が発生したときはもちろん、平常時にも企業にとって魅力的な立地場所となっています。

8ページ、福井市は、地震発生確率が太平洋側に比べて低くなっていますが、南海トラフ地震の際にも大きな災害が想定されておりません。さらに、地震保険の保険料も最もリスクの低い地域となっております。

以上のような地域特性を生かし、国家戦略特区として事業を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、事業の内容について、担当課長から説明いたします。

○田口課長 事業の概要でございますが、交通利便性が高く、顧客対応や既存拠点との連携に有利な福井北インターチェンジと福井インターチェンジの2カ所の高速道路インターチェンジの周辺地域50ヘクタールに企業の立地を推進してまいりたいと考えております。

原則として、民間事業者による産業用地の開発を想定しております。民間の事業者が行

うことによりまして、迅速かつ安いコストでの開発が可能になり、行政は条件の整備や助成金制度により民間事業者を支援してまいりたいと考えております。

10ページ、その条件整備として、土地利用規制の緩和を進める必要があります。ごらんの図のように、福井北インターチェンジ、福井インターチェンジ周辺は、福井市の東部にございまして、開発を抑制すべき地域である市街化調整区域に位置づけられておりまして、そのほとんどが農業振興地域の農用地区域となっております。

11ページ、こちらの写真でございますが、それぞれインターチェンジ周辺を写しております。ほとんどが農地で、現状では産業用地として開発するには大変厳しい規制がかかっております。規制緩和を行い、企業の立地を可能とする必要がございます。

12ページ、規制緩和の内容でございますが、第1に、農業振興地域の整備に関する法律についての特例です。農振農用地区域内の土地を農用地区域から除外するためには、法13条第2項が定める必要性など、5つの要件全てを満たす必要があります。産業用地として活用を図ることが困難でございます。

国家戦略特区の事業に適合する立地計画のための農用地区域の除外申請に限り、この要件を緩和し、原則除外いたします。

第2に、農地法の特例でございます。

農地転用には許可が必要ですが、農用地区域、甲種農地、第1種農地は許可することができないとされています。

本事業に適合する立地計画のための転用については、第3種農地として原則許可いたします。

これは既存メニューとなりますが、都市計画法等の特例措置を活用します。当地域は、市街化調整区域であるため、区域区分の変更や地区計画、開発許可制度等を一体的に手続する必要がございます。

13ページ、国家戦略特区の提案により想定される経済的社会的効果ですが、まず、南海トラフ地震の被災リスクが分散され、企業の事業継続が容易となり、我が国の経済への悪影響を低減できます。

また、地震が発生したときに、福井市の産業拠点が復旧、復興の拠点となることができ、早期の復旧に貢献できます。

○東村市長 福井市は、昭和20年の震災、昭和23年の震災を乗り越え、水害、大雪も克服し、不死鳥の町として災害に強いまちづくりを進めてまいりました。このような歴史を持つ福井市だからこそ、災害に強い国づくりに寄与したいとの思いから、国家戦略特区を提案いたしました。

以上で提案の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○原委員 大変ありがとうございました。

御質問等はいかがでしょうか。

○本間委員 農地法の適用除外ということですが、その場合に、この南海トラフに備える

産業拠点形成において、どこまでこの目的のために除外転用する農地が使われるか。そのあたりの具体的な計画ないしアイデアということが相當に求められるのではないかという気がするのです。

ですから、具体的にどんな企業が来るかということは将来的な話になると思うのですが、それぞれの地域の現行の農地ごとに転用後どういうものを想定されているのかという具体的なプラン等がないと、いきなりこの地域全体を農振地域から除外してくれということはなかなか難しいかなという気がしているので、そのあたりで何かアイデアを御説明していただければありがたいと思います。

○田口課長 先ほどの説明でもちょっと触れさせていただきましたけれども、福井市は中京、関西との関係が現在でも強くございます。ですから、中京に関しましては、自動車産業、それに関連する企業も福井にございますし、そういった企業をお願いしたい。

あと、エレクトロニクス産業は、京都、名古屋との関係も強くございますので、そういう企業とか、物流関係の企業がまずは考えられるかと考えております。

○本間委員 そのあたりの経済効果みたいなことを、具体的なシミュレーションないしは数値で上がってくると、もっと説得力が出てくる気がするのです。

○田口課長 経済効果につきましては、今回はそこまではつくっておりませんので、今後、また研究してまいりたいと思います。

○原委員 よろしいですか。

本間先生は御存じかもしれません、除外の5つの要件で、実際上やろうとしたときに、これがひっかかってしまってなかなかできないというものがあるのでございましょうか。

○田口課長 5つの要件と申しますのは、例えば、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと、そこではないとだめだということが求められます。これが1つです。あと、効率的かつ総合的な利用に支障がないこと、3つ目が効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障がないこと、4つ目が農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障がないこと、5つ目が農業基盤整備事業完了の8年を経過しているものであることといった要件がございます。

8年を経過しているものはほとんど絶対的なものでございますけれども、殊に説明が難しいのは、農用地区で代替すべき土地がないことの説明が非常に難しうございます。

今回のこの提案の中身のようなことをしようと思っても、ほかにできるでしようと軽く一蹴されてしまうということでございまして、そういう開発できる可能性が見えていない土地につきましては、企業さんも話に乗りにくいということでございます。

ですから、方針をまずはどんと決めていけば、私どもも企業さんと具体的に話を進めることができる。その第一歩を国家戦略特区としてつけていただけたらと考えております。

○原委員 わかりました。

それから、この1つ目と2つ目の関係ですが、農用地区域から除外をした上でこの第3種農地として扱えば、原則許可になるという理解でよろしいですか。

○田口課長 農振農用地の除外の手続と農地法の手続は、ほぼセットになってございます。ですから、農地法で農地転用ができないようなものについては、結局、農振除外もしないとなっておりますので、該当するような地区は第3種農地として扱うということをセットとして決めなければ、結局はできることになってしまいます。

○本間委員 特に物流拠点だとか、今、おっしゃった、ここでなければいけないというこの説得のために、ほかだったら経済効果はこれくらい落ちてしまう、ここで立地するのが最も経済効果が高いとか、特に物流の場合には、ここの地域以外ではなかなか効率的な対応ができないといった攻め方ですね。

○田口課長 おっしゃるとおり、物流は特にはつきりしております、インターチェンジ周辺が一番適当でございます。悲しいかな、福井市は隣の県の金沢市さんとか、同じ北陸の富山市さんと違いまして、先ほど写真をごらんいただいたように、インターチェンジ周辺が市街化区域になっていないのです。

ですから、関西圏でもどこでもそうですけれども、ほかの地域はほとんどインターチェンジ周辺は市街化区域にして、物流とか工場とかを誘致していくのが普通です。

ただ、それが悲しいかな、既成の市街地と北陸自動車道が通っております東側のところがちょっと離れているものですから、市街化区域がそこまで広がっていかなかったという歴史がございます。

ですから、企業さんもインターチェンジ周辺に立地したいと希望される方から今でも結構相談はございますけれども、農水側の立場からすると、一団の優良な農地だと強くおっしゃって、そこは開発すべき土地ではないと、これで話が終わってしまう。わずかにインターチェンジの出入り口周辺300メートル、半径300メートルだったら物流施設はいいよという程度の話しか乗っていただけない状態でございます。

○原委員 これはもともとの都市計画に相当無理があるといいますか、ここを直さないと本来的にはおかしいと。

○田口課長 都市計画自体が、市街化区域を広げていく際には、人口フレームとか、産業フレームとかというものがございます。

人口フレームは、人口が具体的に伸びてくるときには拡大することができたのですけれども、今のように人口減少社会に向かってみると、住宅地をつくるために市街化区域をふやすことはほぼ無理な状況でございます。

産業フレームにつきましては、どういった企業が、今、ここに来るのかという話に必ずなります。結局、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、企業さんの側としては、それだけ規制が強いことは御存じですから、そこは本当に可能性があるのかといったことで、そこから話が入っていけない。本当に鶏が先か卵が先かの話になってしまふのですけれども、そういうたがんじがらめのところに苦しんでいるところでございます。

○鈴木委員 直接の御質問ではないのですけれども、例えば、私はインターチェンジの周りなどは全部自動的に市街化区域にするべきだと思うのですけれども、換地というか、イ

ンターチェンジを市街化にするかわりに、市街化区域の余り人が住んでいないところを農地にするとか、そういう説得方法はないものですか。

○田口課長 福井市は、先ほど申し上げた震災以後、都市計画事業で震災復興を成し遂げました。それ以降も市街化区域を広げるに当たっては、ほぼセットで区画整理を行って、きっちりと周辺の宅地、道路も全部整備しながら広げていったのです。ですから、市街化区域に指定してあるのにまだ農地だという場所はほとんどないのです。それがほかの地域とちょっと違うところで、詳しい数字は覚えていないのですけれども、50%以上は整理が完全に終わっているところです。ほかの地域で急激に都市化が進んだところですともっとこの数値は低いのですけれども、道路もきれいに東西にできていたり、そういう感じで整備してございます。

逆に、今、市街化区域の中でまだ市街化が進んでいないところを市街化調整区域に戻せという話、逆線引きと言われているのですけれども、逆線引きをするような場所がほとんどない状況です。

○原委員 本間先生、これはどう対応していけばいいでしょうか。

○本間委員 ほかでもこういう話はあるのです。農水省はなかなかそこがかたくて、ましてここは非常に優良農地のど真ん中ですので、ここは非常にハドルが高い気がします。

そうすると、やはり農業だけの話ではなくて地域全体の活性化のために何が必要かという観点で攻めないと、優良農地だから開発はだめといわれてしまうと思うのです。

今、地域創生等々でもいろいろと議論しているわけで、地域全体としてここが農地であるよりも、物流センターやさまざまな工業立地という形で、なつかつ、テーマとしては南海トラフ地震に対する対応という大きなテーマがありますので、地域創生は国家プロジェクトとの観点から、やはり優良な農地があるけれども、それ以上に、これが完成すれば、国民に対してあるいは地域の活性化に対して効果は大きいのだという具体的なシミュレーションといいますか、あるいはシナリオといいますか、そういうところが見えてこないと、冒頭にも申しましたけれども、なかなか説得できない。

そのあたりでやはり一番見やすいのは経済効果だと思うのです。どこかで推定してもらうなり、市のほうでプロジェクトを立ち上げて推計するなりということで結果を持っていく、外堀を埋めていくということかなという気はします。

○原委員 八代先生は。

○八代委員 結構です。

○原委員 事務局から、何か。

○藤原次長 ほかの地域にも山とある話でございますので、ニーズが高い話でございます。どういう形で進めるかというのは、以前から御提案いただいていますけれども、各省庁とまた議論をしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○原委員 どうも大変ありがとうございました。

○東村市長 どうもありがとうございました。今後ともひとつよろしくお願ひします。